

個人表彰内規

(目的)

第1条 本連合定款第5条第4項に定められた評価・表彰事業の1つとして、個人表彰制度を設け、教育や研究、FD活動に優秀な実績を示したり、本連合の運営に貢献した会員校所属教員や個人会員(以下、会員校所属教員等という)を表彰する。

(表彰の種別)

第2条 表彰の種別は以下の4つとする。

- (1)全国大学体育連合賞
- (2)大学体育教育賞
- (3)大学体育研修精励賞
- (4)大学体育優秀論文賞

(全国大学体育連合賞)

第3条 会長や理事長などを務め、会の運営に貢献した会員校所属教員等を退任時に賞状と記念品をそえて表彰する。

2 表彰対象者の決定は常務理事会で行う。

(大学体育教育賞)

第4条 大学体育に長く携わり、大学体育の発展に貢献した会員校所属教員等に表彰楯を授与し、表彰する。

2 表彰対象者の決定は総務部の報告を受け、常務理事会で行う。

3 表彰対象者の要件については実施要綱で定める。

(大学体育研修精励賞)

第5条 本連合が主催する研修会に積極的に参加している若手の会員校所属教員等や会員校に勤務する非常勤教員に表彰楯を授与し、表彰する。

2 表彰対象者の決定は研修部の報告を受け、常務理事会で行う。

3 表彰対象者の要件については実施要綱で定める。

(大学体育優秀論文賞)

第6条 『大学体育学』に掲載された優秀な論文を執筆した会員校所属教員等を表彰する。

2 大学体育優秀論文賞の選考のために、常務理事会に「大学体育優秀論文選考委員会」(以下、「選考委員会」という。)を設ける。

3 選考委員会は、理事の中から選出された5名の委員をもって構成し、委員長はFD推進部長とする。また、幹事はFD推進部副部長とする。

4 選考委員会の委員の任期は1年以内とする。

5 選考委員会は、対象論文の中から表彰にふさわしい論文を選考し、常務理事会に報告

- する。
- 6 表彰対象者の決定は選考委員会の報告を受け、常務理事会で行う。
 - 7 選考については実施要綱で定める。

(改廃)

第7条 本内規の改廃は理事会にて行う。

附則

1. この内規は平成22年4月1日より施行する。
2. 従来行ってきた功労者表彰を廃止する。
3. 大学体育教育賞・奨励賞内規は平成22年3月31日をもって廃止する。

以上